

山口台に建物を建てるとき

新築・建替・増改築・外構工事

●山口台環境保全協定・手続きのご案内●

山口台自治会 環境保全協定部／2026



山口台では—

ここに住まう人々が安全で健康的で快適な生活環境を得るために、そして緑豊かで落ち着いたうるおいのあるまちなみを形成するために、まちづくりの制度とルールを設けています。

まちづくりの制度

- 山口台地区・地区計画 … 1988年(昭和63年)5月1日施行

川崎市の窓口 まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当(044-200-3025)

- 山口台環境保全協定 … 1987年(昭和62年)11月28日制定

良好なまちとしての環境は自分たちで守り育てるという考えのもと、住まい手(地権者)相互の約束事(ルール)として交わされた「地域のとりきめ」です。特に緑化帯、垣(かき)柵(さく)、色彩は近隣の環境や地域に与える影響に配慮する姿勢が求められます。

川崎市のホームページで[山口台自治会]と検索すると、本紙【山口台に建物を建てるとき】【山口台環境保全協定】【まちづくりの制度ガイドブック】【山口台自治会会則・細則】その他の資料がご覧いただけます。

※掲載資料は旧版の場合がありますがご利用には差し支えありません。ご連絡いただければ新版をお送りします。

自治会への事前相談

- 新築・建替・増改築・外構工事をご計画の際は自治会にご相談ください

ご計画が山口台環境保全協定に沿った内容であることを確認します。特に緑化帯の形質を変更する場合は事前協議が欠かせません。工事のスムーズな進行のためにも事前確認にご協力ください。緑化帯については『保存版 山口台環境保全協定/抜粋』もご参照ください。

- 川崎市への届出も必要です (窓口：まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当)

『地区計画の区域内における行為の届出書』(市HPからダウンロード可)に山口台自治会会長が確認印を押します。自治会長確認印のない届出書は川崎市では受付をしません。

- まずは会館事務所にお電話ください (平日/月水金 9:00~12:00)

自治会は一般企業や官公庁とは異なり、全ての業務を住民ボランティアが担っています。建築等に係る専門職員はおりません。環境保全協定部の担当者は会館に常駐していませんので不在の場合は折り返しのご連絡となります。即時対応や当日対応は困難であることをご理解ください。

自治会への届出書類

●川崎市への届出書(1)に加えて自治会所定の届出書(2・3・4)のご提出もお願いしています

各様式はメール・FAX・郵送でもお送りしますのでお申し付けください

1	地区計画の区域内における行為の届出書(川崎市様式)	原本は川崎市へ提出 コピーを1部自治会に提出	自治会長が確認印を押印します
2	建築計画協議書 ※配置図を添付	※配置図 敷地境界・道路・緑化帯・建物等の位置寸法を記した図面	
3	同意書	山口台環境保全協定に同意する書類	
4	工事届		
5	権利移動届 ※該当する方のみ	※山口台では土地建物の所有者の方に「緑の管理費」を納入頂いております。地権者が変更する場合は権利移動届をご提出ください。	

※[2][3][4][5]は原本を自治会に提出。写しが必要な場合は事前にコピーを作成してください。自治会所定の届出書類は川崎市への提出は不要です。

●届出書類ご提出(自治会長の確認印押印)の際は山口台会館にご来館ください

届出書類の事前確認や日程調整等は自治会環境保全協定部の担当者がメール(または電話)で行います。出来るだけスムーズに進めるためにも余裕を持ってご対応いただくと幸いです。

緑化帯の変更がある場合

●協定8条に沿った内容であることが分かるように配置図に以下の内容を記載してください

敷地の間口(敷地の各道路に面する延長)〇〇m/植栽部分 〇〇m

※植栽部分は間口の40%以上を確保

山口台自治会

川崎市麻生区上麻生4-9-5 山口台会館

電話・FAX 044-955-9505

*会館事務所の開所日=平日/月・水・金/午前9時~12時